

新たな非営利法人制度における公益性の位置付けに係る検討の主な視点

主な視点	留意点
<p>1. 公益性の概念</p> <p>(1) 公益性についての考え方</p> <p>(2) 公益性を有する非営利法人の捉え方</p> <p>公益性を有する非営利法人の法制上の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公益性については、自分を超えるという視点が基本。公益とは、自分を超えて協力して連帯することである」との指摘。 ・ 「公益」について、法律上直接その概念を定義しているものはない。 ・ 現行法制上「公益」には多様な用例があり、個々の法令の中でその定義を捉える必要があるのではないか。 ・ 公益性については多様な見解がある中で、一般的な「公益」概念を、客観的かつ明確に定義し得るか。 ・ 新たな非営利法人制度の下では、現行の主務官庁制により各行政分野を所管する立場からの公益の捉え方を離れることにより、公益性を取扱うにはどのような考え方によるべきか。 ・ 「公益」とはなにかを考えるのは、営利法人でない団体及び財産の集合体につき、「公益性を有する非営利法人」として特別の法的取扱いをするものを括りだす標準・基準を求めるためであることを念頭に置く必要がある、法制上要請されるのは、「公益性を有する非営利法人」の定義ではないかとの指摘。 ・ 一方、特別の法的取扱いは「法人」に着目して行うのではなく、「公益性を有する事業」ごとに行うべきとの見解があるが、これについてどう考えるか。 <p>・ 公益性を有する非営利法人を法制上どのように客観的かつ明確に定義するか。</p>

主な視点	留意点
<ul style="list-style-type: none"> - 公益性を有する非営利法人の定義の仕方 - 公益性を有する非営利法人の目的の考え方 <p style="text-align: center;">非営利法人が公益性を有すると判断するための要件の基本的考え方</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益性を有する非営利法人についての現行法を踏まえた定義の他、法人ゆえに必要となる定款・登記等の内容（法人の目的、事業、規律等）に分けて、法制上考えるべきとの指摘。 ・ 公益性を有する非営利法人の法制上の定義としては、法人の目的規定の他、法人の事業等についても規定することが適当か。 ・ 「『公益を目的とする』のが公益法人であって、その意味は、そのやる事業が、もっぱら、直接（第一次的に）不特定多数の人のためのものだということ、それが間接的、二次的に不特定多数の人の利益になるのでは足りない」との指摘について、どう考えるか。 ・ 現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定。以下、「指導監督基準」という。）では、「公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならぬ」とされている。 ・ 現行の「指導監督基準」では、「（1）同窓会、同好会等構成員相互の親睦・連絡・意見交換等」、「（2）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生・相互救済等」を主たる目的とするものは公益法人として適当でないとしている。ただし、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下、「運用指針」という。）では、従たる目的とすることは認められるとしている。 ・ 現行の「指導監督基準」では、「後援会等特定個人の精神的、経済的支援」を目的とするものは公益法人として適当でないとして、また、「運用指針」では、従たる目的とすることも認められないとしている。 ・ 非営利法人が公益性を有すると判断するための要件を考えるに当たって、そのような法人を法人の目的、法人の事業、公益性を有する法人に必要な規律の面から捉えることが考えられるが、どうか。 ・ また、判断に係る時間軸を念頭に置けば、こうした公益性要件は、(1)公益性を有すると判断する際の要件と、(2)その公益性が維持・確保されるための要件とに分けて考えることができるのではないか。 ・ このうち、前者(1)については、公益性を有する非営利法人の 目的、 事業、 必要な規律

主な視点	留意点
<p data-bbox="264 587 678 659">- 公益性判断の要件を考えるに当たっての視点</p> <p data-bbox="197 1074 678 1145">2. 法人制度上公益性を判断する意義</p> <p data-bbox="253 1201 678 1281">公益性を有する法人を他と区別して扱う場合の考え方</p>	<p data-bbox="734 228 1966 260">について、非営利法人の要件に加えて必要となる要件があると考えられるが、どうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="734 276 2087 435">・ 後者(2)については、(1)の要件が公益性判断後も遵守されている必要があるが、その際、定款等に記載された、目的、事業及び規律の内容のみを基に判断するのではなく、実際の事業の実施状況、規律の遵守状況、活動の実態等、いわゆる活動実績についても判断要素とすることが適当ではないか。また、これらをどのように担保するか。 <li data-bbox="734 451 2087 531">・ なお、前者(1)の段階においても、いわゆる活動実績を判断要素とすることが考えられるが、新設の非営利法人についてはどのように考えるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="734 587 2087 746">・ 非営利法人が公益性を有すると判断するための要件を考える際には、公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、要件ができるだけ客観的かつ明確な形で示されていること（客観性）及び 時代の変遷や法人の活動内容の変化に応じて法人の位置付け等が柔軟に見直されること（柔軟性）といった視点が必要ではないか。 <li data-bbox="734 762 2087 842">・ また、法人運営やその活動の姿が広く国民に分かりやすいものとする視点（透明性）が必要ではないか。 <li data-bbox="734 858 2087 970">・ 民間の自主性を尊重する観点から行政の関与を最小化する視点（自律性）が必要という考えがある一方で、公益性を有することにより他の非営利法人と区別されるのであれば、一定の規律（監督・規制等）や、それを実際に担保する仕組みが必要であるとの考えもあるが、どうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="734 1201 2087 1281">・ 改革の意義を踏まえ、どのような考え方にに基づき、非営利法人の中で公益性を有する法人を他と区別して取り扱うか。 <li data-bbox="734 1297 1787 1329">・ そもそも公益性を有する非営利法人に何らかの価値を認めるのはなぜか。 <li data-bbox="734 1345 2087 1417">・ 一方、何が公益であるかについては国家が判断するという考え方を脱却し、民間の多様な自発的団体も、様々な非営利活動を行う中で公益を担っていくことが求められているとの指摘。 <li data-bbox="734 1433 2087 1457">・ 特別の法律的取扱い「法人」に着目して行うのではなく、「公益性を有する事業」ごとに行

主な視点	留意点
<p>法人制度上公益性を判断する機能</p>	<p>うべきとの見解があるが、これについてどう考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に、国等の機関が公益性を判断する場合、その判断が公益的活動を継続するための組織が整っている法人についてなされることと相まって、そうした法人の社会的信用を高める効果があるのではないか。国等の機関が公益性を判断する場合、寄付者の情報収集コストを縮減する等の効果が見られることから、これを積極的に捉える考え方がある一方、国等の機関による、「お墨付き」や概念が必ずしも明確でない公益性の判断に対する批判的見解もあるのではないかと指摘。 ・ 判断主体が公益性を有する法人を他と区別して取り扱う場合、どのような効果を念頭に置くのか。 <ul style="list-style-type: none"> - 現行の公益法人等については、「その営む事業が一般法人の営む事業と競合する場合には、課税の公平性・中立性の観点から、その収益事業から生じた所得に対しては法人税を課税」(平成12年「わが国税制の現状と課題」)されるなど、既に、営利法人とは異なる課税上の取扱いがなされているところ、新たな非営利法人制度の下での公益性を有する法人についてはどのように考えるかといった視点があるが、最終的には政府税調の場で検討されるべき課題。 - 公益性を有する法人について、法人の名称とは別に、何らかの呼称において他と区別されること(仕組み)により、こうした公益的な法人の社会的信用が高まり、その活動の促進に資することになるといえるか。 - その他、どのような効果が考えられるか。 ・ 国等の機関による公益性判断の効果をどのように考えるかにより、公益性を判断する主体や判断基準といった公益性を判断する仕組みのあり方が異なるのではないか。